

佐倉市議会議員の請負の状況の公表に関する実施要領

(施行年月日 令和6年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年4月1日施行。以下「条例」という。）及び条例施行規程（令和6年4月1日施行。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(電磁的方法)

第2条 規程第2条に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(公表の内容)

第3条 条例第3条に規定する公表の内容は、条例第2条第1項に規定する報告の内容をまとめた一覧表、規程第2条第1項の請負状況等報告書及び同条第2項の訂正届とする。

(報告の訂正内容)

第4条 規程第3条に規定する議長が訂正する報告の内容は、前条の一覧表とする。

(報告等の閲覧場所)

第5条 規程第4条第1項に規定する議長が指定する場所は、市政資料室とする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、条例第4条の報告及び訂正の保存期間と同様とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。